

議案第 33 号

大口町税条例等の一部改正について

大口町税条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 26 年 6 月 4 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、地方税法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 4 号)が平成 26 年 3 月 31 日に公布されたこと等に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町税条例等の一部を改正する条例

大口町税条例等の一部を次のように改正する。

(大口町税条例の一部改正)

第1条 大口町税条例（昭和38年大口町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第46条の4に規定する場所をもって」を「恒久的施設（法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。）をもって、」に改め、同条第3項中「令」を「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」に改める。

第32条第5項中「第23条第1項第16号」を「第23条第1項第17号」に改める。

第33条の4中「100分の12.3」を「100分の9.7」に改める。

第46条第2項中「法の施行地に」の次に「本店若しくは」を加え、「法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第5項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加え、「第145条」を「第144条の8」に、「本項」を「この項」に改める。

第50条第1項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加える。

第55条及び第57条中「第10号の7」を「第10号の9」に改める。

第75条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号アを次のように改める。

ア 軽自動車

2 輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3, 6 0 0 円

3 輪のもの 年額 3, 9 0 0 円

4 輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6, 9 0 0 円

自家用 年額 1 0, 8 0 0 円

貨物用のもの

営業用 年額 3, 8 0 0 円

自家用 年額 5, 0 0 0 円

第 7 5 条第 2 号イ中「1, 6 0 0 円」を「2, 4 0 0 円」に、「4, 7 0 0 円」を「5, 9 0 0 円」に改め、同条第 3 号中「4, 0 0 0 円」を「6, 0 0 0 円」に改める。

附則第 4 条の 2 中「第 4 0 条第 3 項後段（同条第 6 項から第 1 0 項まで」の次に「及び第 1 1 項（同条第 1 2 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「公益法人等（同条第 6 項から第 1 0 項まで」を「公益法人等（同条第 6 項から第 1 1 項まで」に、「を同法第 4 0 条第 3 項」を「を同条第 3 項」に、「租税特別措置法第 4 0 条第 6 項から第 1 0 項まで」を「同法第 4 0 条第 6 項から第 1 1 項まで」に改める。

附則第 6 条を次のように改める。

第 6 条 削除

附則第 6 条の 2 及び第 6 条の 3 を削る。

附則第 8 条第 1 項中「平成 2 7 年度」を「平成 3 0 年度」に改める。

附則第 1 0 条の 2 の見出し中「附則第 1 5 条第 2 項第 6 号」を「附則第 1 5 条第 2 項第 1 号」に改め、同条第 2 項中「附則第 1 5 条第 9 項」を「附則第 1 5 条第 8 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 1 項を同条第 4 項とし、同項の前に次の 3 項を加える。

法附則第 1 5 条第 2 項第 1 号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の2に次の1項を加える。

6 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の3に次の1項を加える。

9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 耐震改修が完了した年月日

(5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第16条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽

自動車税に係る第 7 5 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 7 5 条第 2 号ア	3, 9 0 0 円	4, 6 0 0 円
	6, 9 0 0 円	8, 2 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	1 2, 9 0 0 円
	3, 8 0 0 円	4, 5 0 0 円
	5, 0 0 0 円	6, 0 0 0 円

附則第 1 7 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「平成 2 6 年度」を「平成 2 9 年度」に改める。

附則第 1 9 条第 1 項中「第 3 2 条及び第 3 3 条の 3」を「第 3 2 条第 1 項及び第 2 項並びに第 3 3 条の 3」に改める。

附則第 1 9 条の 2 第 2 項中「租税特別措置法」を「第 3 7 条の 1 0 第 1 項」に、「租税特別措置法第 3 7 条の 1 1 第 6 項の規定により読み替えて準用される同法」を「第 3 7 条の 1 1 第 1 項」に改める。

附則第 1 9 条の 3 第 2 項中「同法第 3 7 条の 1 1 の 3 第 2 項に規定する上場株式等」を「株式等」に改め、「取得をしたものと」の次に「、同項第 2 号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した町民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

附則第 2 1 条第 1 項を次のように改める。

第 5 4 条の規定は、法第 3 4 8 条第 2 項第 9 号、第 9 号の 2 又は第 1 2 号の固定資産について法附則第 4 1 条第 3 項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第 5 4 条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第 4 1 条第 3 項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

附則第 2 1 条第 2 項を削る。

附則第 2 1 条の 2 中「附則第 4 1 条第 1 5 項各号」を「附則第 4 1 条第 9 項各号」に改め、同条第 1 号及び第 2 号中「附則第 4 1 条第 1 5 項」を「附則第 4 1 条第 9 項」に改める。

附則第 2 2 条から第 2 3 条までを削る。

附則第 2 4 条を附則第 2 2 条とする。

(大口町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 大口町税条例の一部を改正する条例（平成 2 5 年大口町条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 1 条の 2 の改正規定を次のように改める。

附則第 2 1 条の 2 中「附則第 4 1 条第 9 項各号」を「附則第 4 1 条第 8 項各号」に改め、同条第 1 号及び第 2 号中「附則第 4 1 条第 9 項」を「附則第 4 1 条第 8 項」に改める。

附則第 1 条第 2 号中「改正規定」の次に「（附則第 2 0 条の 4 第 5 項第 3 号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。）」を加える。

附則第 2 条第 1 項中「租税特別措置法」の次に「（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）」を加え、同条第 2 項中「地方税法」の次に「（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）」を加える。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行し、平成 2 6 年 4 月 1 日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中大口町税条例第 3 3 条の 4 の改正規定及び次条第 7 項の規定 平成 2 6 年 1 0 月 1 日
- (2) 第 1 条中大口町税条例附則第 4 条の 2 及び第 1 9 条の 3 第 2 項の改正規定、第 2 2 条から第 2 3 条までを削る改正規定、附則第 2 4 条を附則第 2 2 条とする改正規定並びに次条第 2 項及び第 3 項の規定 平成 2 7 年 1 月 1 日
- (3) 第 1 条中大口町税条例第 7 5 条の改正規定並びに附則第 4 条及び第 6 条（第

1 条の規定による改正後の大口町税条例（以下「新条例」という。）附則第 16 条に係る部分を除く。）の規定 平成 27 年 4 月 1 日

(4) 第 1 条中大口町税条例第 25 条、第 46 条、第 50 条第 1 項及び附則第 16 条の改正規定並びに次条第 6 項、附則第 5 条及び第 6 条（新条例附則第 16 条に係る部分に限る。）の規定 平成 28 年 4 月 1 日

(5) 第 1 条中大口町税条例第 32 条第 5 項、附則第 19 条第 1 項及び第 19 条の 2 第 2 項の改正規定 平成 29 年 1 月 1 日

(6) 第 1 条中大口町税条例第 55 条及び第 57 条の改正規定 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の施行の日
(町民税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の町民税に関する部分は、平成 26 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成 25 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第 4 条の 2 の規定は、平成 27 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成 26 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第 19 条の 3 第 2 項の規定は、平成 27 年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。

4 新条例第 32 条第 5 項、附則第 19 条第 1 項の規定は、平成 29 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成 28 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第 19 条の 2 第 2 項の規定は、平成 29 年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。

6 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の町民税に関する部分は、附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

- 7 新条例第33条の4の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第10条の2第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例附則第10条の2第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第10条の2第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第10条の2第6項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第10条の3第9項の規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第75条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について

て適用し、平成２６年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第５条 新条例附則第１６条の規定は、平成２８年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

２ 平成１５年１０月１４日前に初めて道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第６０条第１項後段の規定による車両番号の指定を受けた３輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第１６条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の１２月」とする。

第６条 平成２７年３月３１日以前に初めて道路運送車両法第６０条第１項後段の規定による車両番号の指定を受けた３輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第７５条及び新条例附則第１６条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第７５条第２号ア	３，９００円	３，１００円
	６，９００円	５，５００円
	１０，８００円	７，２００円
	３，８００円	３，０００円
	５，０００円	４，０００円
新条例附則第１６条の表以外の部分	第７５条	大口町税条例等の一部を改正する条例（平成２６年大口町条例第 号。以下この条において「平成２６年改正条例」という。）附則第６条の規定により読み替えて適用される第７５条
新条例附則第１６条の表第７５条第２号アの項	第７５条第２号ア	平成２６年改正条例附則第６条の規定により読み替えて適用される第７５条第２

		号ア
	3, 9 0 0 円	3, 1 0 0 円
	6, 9 0 0 円	5, 5 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	7, 2 0 0 円
	3, 8 0 0 円	3, 0 0 0 円
	5, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円

大口町税条例等の一部改正新旧対照表

第1条関係（大口町税条例の一部改正）

新	旧
（町民税の納税義務者等） 第25条 略 2 <u>法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設（法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。）をもって、その事務所又は事業所とする。</u> 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第30条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の町民税に関する規定を適用する。</u> （所得割の課税標準） 第32条 略 2～4 略 5 <u>法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項及び次項並びに第33条の9において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。</u> 6 略 （法人税割の税率） 第33条の4 法人税割の税率は、<u>100分の</u>	（町民税の納税義務者等） 第25条 略 2 <u>外国法人</u>に対するこの節の規定の適用については、<u>その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第46条の4に規定する場所をもってその事務所又は事業所とする。</u> 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第30条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の町民税に関する規定を適用する。</u> （所得割の課税標準） 第32条 略 2～4 略 5 <u>法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項及び次項並びに第33条の9において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。</u> 6 略 （法人税割の税率） 第33条の4 法人税割の税率は、<u>100分の</u>

新	旧
<u>9. 7</u>とする。 (法人の町民税の申告納付) 第46条 略 2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。 3・4 略 5 法人税法第74条第1項又は<u>第144条の6第1項</u>の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法<u>第144条の8</u>において準用する場合を含む。以下<u>この項</u>及び第50条第1項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項（同法<u>第144条の8</u>において準用する場合を含む。以下<u>この項</u>において同じ。）の規定の適用がある場合には、同条第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第20条の2の規定を適用することができる。 6 略 (法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金) 第50条 法人税法第74条第1項又は<u>第144条の6第1項</u>の規定によって法人税に係る	<u>12. 3</u>とする。 (法人の町民税の申告納付) 第46条 略 2 法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、<u>法の施行地外にその源泉がある所得について</u>、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。 3・4 略 5 法人税法第74条第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法<u>第145条</u>において準用する場合を含む。以下<u>本項</u>及び第50条第1項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項（同法<u>第145条</u>において準用する場合を含む。以下<u>本項</u>において同じ。）の規定の適用がある場合には、同条第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第20条の2の規定を適用することができる。 6 略 (法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金) 第50条 法人税法第74条第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務があ

新	旧
申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。	る法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
2 略	2 略
第55条 法第348条第2項第10号から第10号の9までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の9までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。 (1)～(5) 略 （固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告）	第55条 法第348条第2項第10号から第10号の7までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の7までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。 (1)～(5) 略 （固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告）
第57条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の9まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産とし	第57条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の7まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産とし

新	旧
て同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに町長に申告しなければならない。	て同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに町長に申告しなければならない。
(軽自動車税の税率)	(軽自動車税の税率)
第75条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。	第75条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。
(1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。） 年額 <u>2,000円</u> イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 <u>2,000円</u> ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 <u>2,400円</u> エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25ワットを超えるもの 年額 <u>3,700円</u>	(1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。） 年額 <u>1,000円</u> イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 <u>1,200円</u> ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 <u>1,600円</u> エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25ワットを超えるもの 年額 <u>2,500円</u>
(2) 軽自動車及び小型特殊自動車	(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

新	旧
ア 軽自動車 <u>2 輪のもの（側車付のものを含む。）</u> 年額 3, 6 0 0 円 <u>3 輪のもの 年額 3, 9 0 0 円</u> <u>4 輪以上のもの</u> <u>乗用のもの</u> 営業用 年額 6, 9 0 0 円 自家用 年額 1 0, 8 0 0 円 <u>貨物用のもの</u> 営業用 年額 3, 8 0 0 円 自家用 年額 5, 0 0 0 円 イ 小型特殊自動車 農耕作業用のもの 年額 2, 4 0 0 円 その他のもの 年額 5, 9 0 0 円 (3) 2 輪の小型自動車 年額 6, 0 0 0 円	ア 軽自動車 <u>2 輪のもの（側車付のものを含む。）</u> 年額 2, 4 0 0 円 <u>3 輪のもの 年額 3, 1 0 0 円</u> <u>4 輪以上のもの</u> <u>乗用のもの</u> 営業用 年額 5, 5 0 0 円 自家用 年額 7, 2 0 0 円 <u>貨物用のもの</u> 営業用 年額 3, 0 0 0 円 自家用 年額 4, 0 0 0 円 イ 小型特殊自動車 農耕作業用のもの 年額 1, 6 0 0 円 その他のもの 年額 4, 7 0 0 円 (3) 2 輪の小型自動車 年額 4, 0 0 0 円
附 則 （公益法人等に係る町民税の課税の特例） 第 4 条の 2 当分の間、租税特別措置法第 4 0 条第 3 項後段（同条第 6 項から第 1 0 項まで及び第 1 1 項（同条第 1 2 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第 4 0 条第 3 項に規定する公益法人等（同条第 6 項から第 1 1 項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第 3 項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第 3 条の 2 の 3 で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第 4 0 条第 6 項から第 1 1 項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る町民税の所得割を課する。	附 則 （公益法人等に係る町民税の課税の特例） 第 4 条の 2 当分の間、租税特別措置法第 4 0 条第 3 項後段（同条第 6 項から第 1 0 項までの規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第 4 0 条第 3 項に規定する公益法人等（同条第 6 項から第 1 0 項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同法第 4 0 条第 3 項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第 3 条の 2 の 3 で定めるところにより、これに同項に規定する財産（租税特別措置法第 4 0 条第 6 項から第 1 0 項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る町民税の所得割を課する。

新	旧
第 6 条 削除	<u>(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)</u> 第 6 条 所得割の納税義務者の平成 17 年度以後の各年度分の町民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第 4 条第 1 項第 1 号に規定する居住用財産の譲渡損失の金額（以下第 3 項までにおいて「居住用財産の譲渡損失の金額」という。）がある場合には、当該居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第 3 4 条第 4 項後段及び第 6 項第 2 号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前 3 年内の年において生じた当該居住用財産の譲渡損失の金額以外の居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。 2 前項の規定は、当該居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第 3 5 条の 2 第 1 項又は第 4 項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第 3 5 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。 3 所得割の納税義務者の前年前 3 年内の年に生じた法附則第 4 条第 1 項第 2 号に規定する通算後譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。）は、当該納税義務者が前年 1 2 月 3 1 日において当該通算後譲渡損失の金額に係る租税特別措置法第 4 1 条の 5 第 7 項第 1 号に規定する買換資産に係る同項第 4 号に規定する住宅借入金等の金額を有する場合において、居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年

新	旧
	<u>の末日の属する年度の翌年度の町民税について前項の申告書を提出した場合であって、その後の年度分の町民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第35条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第5項第1号の規定により読み替えて適用される同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出しているときに限り、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の町民税に係る附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の町民税の所得割については、この限りでない。</u> 4 <u>附則第16条の4第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」とし、附則第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項又は第20条の2第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第19条第1項に規定す</u>

新	旧
	<u>る株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）」とする。</u> 5 <u>第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</u> (1) <u>第35条の2第5項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第6条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「第1項の申告書又は同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式（別表）による申告書」とする。</u> (2) <u>第35条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第41条の5第12項第3号の規定により読み替えて適用される所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「第3項若しくは第4項又は附則第6条第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「第3項若しくは第4項又は附則第6条第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」とする。</u> <u>（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）</u> <u>第6条の2 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の町民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条の2第1項第1号に規定する特定居住用財産の譲渡損失の金額（以下第3項までにおいて「特定居住</u>

新	旧
	<u>用財産の譲渡損失の金額」という。)がある場合には、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。</u> 2 <u>前項の規定は、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第35条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。</u> 3 <u>所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条の2第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。）は、特定居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の町民税について前項の申告書を提出した場合であって、その後の年度分の町民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第35条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第5項第1号の規定により読み替えて適用される同条第5項の規定による申告</u>

新	旧
	書を含む。以下この項において同じ。)を提出しているときに限り、<u>法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の町民税に係る附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の町民税の所得割については、この限りでない。</u> 4 <u>附則第16条の4第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所号金額」とあるのは「合計所得金額（附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」とし、附則第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項又は第20条の2第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）」とする。</u> 5 <u>第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</u> (1) <u>第35条の2第5項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額</u>

新	旧
	<u>又は附則第 6 条の 2 第 3 項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「第 1 項の申告書」とあるのは「第 1 項の申告書又は同条第 3 項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第 5 号の 4 様式（別表）による申告書」とする。</u> <u>(2) 第 3 5 条の 3 の規定の適用については、同条第 1 項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第 4 1 条の 5 の 2 第 1 2 項第 3 号の規定により読み替えて適用される所得税法第 1 2 3 条第 1 項の規定による申告書を含む。）」と、「又は第 3 項から第 5 項まで」とあるのは「第 3 項若しくは第 4 項又は附則第 6 条の 2 第 5 項第 1 号の規定により読み替えて適用される前条第 5 項」と、同条第 2 項中「又は第 3 項から第 5 項まで」とあるのは「第 3 項若しくは第 4 項又は附則第 6 条の 2 第 5 項第 1 号の規定により読み替えて適用される前条第 5 項」とする。</u> <u>（阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例）</u> <u>第 6 条の 3 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 4 条の 3 第 4 項に規定する阪神・淡路大震災により受けた損失の金額については、平成 6 年において生じた法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第 3 3 条の 2 の規定により控除された金額に係る当該阪神・淡路大震災により受けた損失の金額は、その者の平成 8 年度分以後の年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、平成 7 年において生じなかったものとみなす。</u> <u>2 前項前段の場合において、第 3 3 条の 2 の</u>

新	旧
(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例) 第8条 昭和57年度から平成30年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第35条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。	<u>規定により控除された金額に係る阪神・淡路大震災により受けた損失の金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族に係る前項に規定する損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該親族の平成8年度以後の年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、平成7年において生じなかったものとみなす。</u> <u>3 第1項の規定は、平成7年度分の第35条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認める場合を含む。)に限り、適用する。</u> (肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例) 第8条 昭和57年度から平成27年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第35条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。

新	旧
2・3 略 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 <u>法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</u> 2 <u>法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u> 3 <u>法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u> 4 <u>法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</u> 5 <u>法附則第15条第8項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u> 6 <u>法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</u> (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 略 2～8 略 9 <u>法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</u> (1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u>	2・3 略 (法附則第15条第2項第6号等の条例で定める割合) 第10条の2 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 2 <u>法附則第15条第9項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u> (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 略 2～8 略

新	旧														
(2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</u> (3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u> (4) <u>耐震改修が完了した年月日</u> (5) <u>施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</u> (6) <u>耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</u> (軽自動車税の税率の特例) 第16条 <u>法附則第30条第1項に規定する3</u> 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第75条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td>第75条</td><td><u>3, 900円</u></td><td><u>4, 600円</u></td></tr><tr><td rowspan="5">第2号ア</td><td><u>6, 900円</u></td><td><u>8, 200円</u></td></tr><tr><td><u>10, 800</u></td><td><u>12, 900</u></td></tr><tr><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td><u>3, 800円</u></td><td><u>4, 500円</u></td></tr><tr><td><u>5, 000円</u></td><td><u>6, 000円</u></td></tr></table> (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例) 第17条の2 <u>昭和63年度から平成29年度</u> までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をい	第75条	<u>3, 900円</u>	<u>4, 600円</u>	第2号ア	<u>6, 900円</u>	<u>8, 200円</u>	<u>10, 800</u>	<u>12, 900</u>	円	円	<u>3, 800円</u>	<u>4, 500円</u>	<u>5, 000円</u>	<u>6, 000円</u>	第16条 削除 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例) 第17条の2 <u>昭和63年度から平成26年度</u> までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をい
第75条	<u>3, 900円</u>	<u>4, 600円</u>													
第2号ア	<u>6, 900円</u>	<u>8, 200円</u>													
	<u>10, 800</u>	<u>12, 900</u>													
	円	円													
	<u>3, 800円</u>	<u>4, 500円</u>													
	<u>5, 000円</u>	<u>6, 000円</u>													

新	旧
う。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額 (2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額 ア 48万円 イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3に相当する金額 2 前項の規定は、昭和63年度から<u>平成29年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかった	う。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額 (2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額 ア 48万円 イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3に相当する金額 2 前項の規定は、昭和63年度から<u>平成26年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかった

新	旧
ものとみなす。 3 略 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例) 第19条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、<u>第32条第1項及び第2項並びに第33条の3</u>の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額 (以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額(一般株式等に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。 2 略 (上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例) 第19条の2 略 2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第19条第1項」とあるのは「附則第19条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「<u>第37条の10第1項</u>」とあるのは「<u>第37条の11第1項</u>」と読み替えるものとする。	ものとみなす。 3 略 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例) 第19条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、<u>第32条及び第33条の3</u>の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額(以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額(一般株式等に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。 2 略 (上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例) 第19条の2 略 2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第19条第1項」とあるのは「附則第19条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「<u>租税特別措置法</u>」とあるのは「<u>租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法</u>」と読み替え

新	旧
(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例) 第19条の3 略 2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものを含む。以下この項において同じ。)があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額(以下この項において「払出し時の金額」という。)により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた町民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の<u>株式等</u>の取得をしたものと、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは<u>遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等</u>を取得した町民税の所得割の納税義務者については、<u>当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等</u>を取得したものとそれぞれみなして、前項及び附則第19条の規定その他のこの条例の規定を適用する。 (旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようと	るものとする。 (非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例) 第19条の3 略 2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものを含む。以下この項において同じ。)があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額(以下この項において「払出し時の金額」という。)により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた町民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の<u>同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等</u>の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び附則第19条の規定その他のこの条例の規定を適用する。 (旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようと

新	旧
する者がすべき申告) 第 2 1 条 <u>第 5 4 条の規定は、法第 3 4 8 条第 2 項第 9 号、第 9 号の 2 又は第 1 2 号の固定資産について法附則第 4 1 条第 3 項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第 5 4 条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第 4 1 条第 3 項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。</u>	する者がすべき申告) 第 2 1 条 <u>平成 2 1 年度分から平成 2 5 年度分までの固定資産税に係る第 5 4 条の規定の適用については、同条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「公益社団法人若しくは公益財団法人（法附則第 4 1 条第 3 項の規定により公益社団法人又は公益財団法人とみなされる法人を含む。）」とする。</u> 2 <u>第 5 4 条の規定は、法附則第 4 1 条第 1 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者について準用する。この場合において、第 5 4 条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第 4 1 条第 1 1 項に規定する移行一般社団法人等」と読み替えるものとする。</u>
第 2 1 条の 2 <u>法附則第 4 1 条第 9 項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。</u> (1) 当該固定資産を事業の用に供する者が<u>法附則第 4 1 条第 9 項</u>に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類 (2) 次に掲げる事項を記載した書類 ア <u>法附則第 4 1 条第 9 項</u>の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途 イ <u>法附則第 4 1 条第 9 項</u>の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途	第 2 1 条の 2 <u>法附則第 4 1 条第 1 5 項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。</u> (1) 当該固定資産を事業の用に供する者が<u>法附則第 4 1 条第 1 5 項</u>に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類 (2) 次に掲げる事項を記載した書類 ア <u>法附則第 4 1 条第 1 5 項</u>の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途 イ <u>法附則第 4 1 条第 1 5 項</u>の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

新	旧
ウ 法附則第４１条第９項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途 (3)～(5) 略	ウ 法附則第４１条第１５項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途 (3)～(5) 略 (東日本大震災に係る雑損控除額等の特例) 第２２条 所得割の納税義務者の選択により、<u>法附則第４２条第３項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第３項に規定する災害関連支出がある場合には、第３項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、平成２２年において生じた法第３１４条の２第１項第１号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第３３条の２の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の平成２４年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。</u> ２ <u>前項前段の場合において、第３３条の２の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第４８条の６第１項に規定する親族の有する法附則第４２条第３項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成２４年度以後の年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。</u>

新	旧						
	3 <u>第1項の規定は、平成23年度分の第35条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認める場合を含む。）に限り、適用する。</u> <u>（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例）</u> 第22条の2 <u>その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。</u> <table><tr><td>附則第17条第1</td><td>第35条第1項</td><td>第35条第1項（東</td></tr><tr><td>7条第1</td><td>第1項</td><td>日本大震災の被災者</td></tr></table>	附則第17条第1	第35条第1項	第35条第1項（東	7条第1	第1項	日本大震災の被災者
附則第17条第1	第35条第1項	第35条第1項（東					
7条第1	第1項	日本大震災の被災者					

新	旧		
	<u>項</u>		<u>等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成２３年法律第２９号）第１１条の６第１項の規定により適用される場合を含む。）</u>
		<u>同法第３１条第１項</u>	<u>租税特別措置法第３１条第１項</u>
	<u>附則第１７条の２第３項</u>	<u>第３５条の２まで、第３６条の２、第３６条の５</u>	<u>第３４条の３まで、第３５条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第１１条の６第１項の規定により適用される場合を含む。）、第３５条の２、第３６条の２若しくは第３６条の５（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第１１条の６第１項の規定により適用される場合を含む。）</u>
	<u>附則第１７条の３第１項</u>	<u>租税特別措置法第３１条の３第１項</u>	<u>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第１１条の６第１項の規定により適用される租税特別措置法第３１条の３第１項</u>

新	旧								
	<table><tr><td>附則第 1 8 条第 1 項</td><td>第 3 5 条 第 1 項</td><td>第 3 5 条第 1 項（東 日本大震災の被災者 等に係る国税関係法 律の臨時特例に関す る法律第 1 1 条の 6 第 1 項の規定により 適用される場合を含 む。）</td></tr><tr><td></td><td>同法第 3 2 条第 1 項</td><td>租税特別措置法第 3 2 条第 1 項</td></tr></table>	附則第 1 8 条第 1 項	第 3 5 条 第 1 項	第 3 5 条第 1 項（東 日本大震災の被災者 等に係る国税関係法 律の臨時特例に関す る法律第 1 1 条の 6 第 1 項の規定により 適用される場合を含 む。）		同法第 3 2 条第 1 項	租税特別措置法第 3 2 条第 1 項		
附則第 1 8 条第 1 項	第 3 5 条 第 1 項	第 3 5 条第 1 項（東 日本大震災の被災者 等に係る国税関係法 律の臨時特例に関す る法律第 1 1 条の 6 第 1 項の規定により 適用される場合を含 む。）							
	同法第 3 2 条第 1 項	租税特別措置法第 3 2 条第 1 項							
	2 <u>その有していた家屋でその居住の用に供し</u> <u>ていたものが東日本大震災により滅失をした</u> <u>ことによってその居住の用に供することがで</u> <u>きなくなった所得割の納税義務者（以下この</u> <u>項において「被相続人」という。）の相続人</u> <u>（震災特例法第 1 1 条の 6 第 2 項に規定する</u> <u>相続人をいう。以下この項において同じ。）</u> <u>が、当該滅失をした旧家屋（同条第 2 項に規</u> <u>定する旧家屋をいう。以下この項において同</u> <u>じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲</u> <u>渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該</u> <u>土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋</u> <u>の敷地の用に供していない場合に限る。）に</u> <u>おける当該土地等（当該土地等のうちにその</u> <u>居住の用に供することができなくなった時の</u> <u>直前において旧家屋に居住していた者以外の</u> <u>者が所有していた部分があるときは、当該土</u> <u>地等のうち当該部分以外の部分に係るものに</u> <u>限る。以下この項において同じ。）の譲渡に</u> <u>ついては、当該相続人は、当該旧家屋を当該</u> <u>被相続人がその取得をした日として令附則第</u> <u>2 7 条の 2 第 4 項で定める日から引き続き所</u> <u>有していたものと、当該直前において当該旧</u> <u>家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有</u> <u>していたものとそれぞれみなして、前項の規</u> <u>定により読み替えられた附則第 1 7 条、附則</u>								

2 その有していた家屋でその居住の用に供して
いたものが東日本大震災により滅失をした
ことによってその居住の用に供することがで
きなくなった所得割の納税義務者（以下この
項において「被相続人」という。）の相続人
（震災特例法第 11 条の 6 第 2 項に規定する
相続人をいう。以下この項において同じ。）
が、当該滅失をした旧家屋（同条第 2 項に規
定する旧家屋をいう。以下この項において同
じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲
渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該
土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋
の敷地の用に供していない場合に限る。）に
おける当該土地等（当該土地等のうちにその
居住の用に供することができなくなった時の
直前において旧家屋に居住していた者以外の
者が所有していた部分があるときは、当該土
地等のうち当該部分以外の部分に係るものに
限る。以下この項において同じ。）の譲渡に
ついては、当該相続人は、当該旧家屋を当該
被相続人がその取得をした日として令附則第
27 条の 2 第 4 項で定める日から引き続き所
有していたものと、当該直前において当該旧
家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有
していたものとそれぞれみなして、前項の規
定により読み替えられた附則第 17 条、附則

新	旧
	<u>第 1 7 条の 2、附則第 1 7 条の 3 又は附則第 1 8 条の規定を適用する。</u> 3 <u>前 2 項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の第 3 5 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 3 5 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。）に、これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。</u> <u>（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）</u> 第 2 3 条 <u>所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第 1 3 条第 1 項の規定の適用を受けた場合における附則第 7 条の 3 及び附則第 7 条の 3 の 2 の規定の適用については、附則第 7 条の 3 第 1 項中「租税特別措置法第 4 1 条又は第 4 1 条の 2 の 2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 2 3 年法律第 2 9 号）第 1 3 条第 1 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第 4 1 条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第 4 1 条の 2 の 2」と、「法附則第 5 条の 4 第 6 項」とあるのは「法附則第 4 5 条第 4 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 第 6 項」と、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「租税特別措置法第 4 1 条又は第 4 1 条の 2 の 2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 1 3 条第 1 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第 4 1 条又は同項の規定により適用される租税特別措置</u>

新	旧
(個人の町民税の税率の特例等) 第 2 2 条 略	<u>法第 4 1 条の 2 の 2</u>」と、「<u>法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項（同条第 9 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u>」とあるのは「<u>法附則第 4 5 条第 4 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項</u>」と、同条第 2 項第 2 号中「<u>租税特別措置法第 4 1 条の 2 の 2</u>」とあるのは「<u>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 1 3 条第 1 項の規定により適用される租税特別措置法第 4 1 条の 2 の 2</u>」とする。 2 <u>所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第 1 3 条第 3 項若しくは第 4 項又は第 1 3 条の 2 第 1 項から第 6 項までの規定の適用を受けた場合における附則第 7 条の 3 及び第 7 条の 3 の 2 の規定の適用については、附則第 7 条の 3 第 1 項中「法附則第 5 条の 4 第 6 項」とあるのは「法附則第 4 5 条第 5 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 第 6 項」と、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項（同条第 9 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u>」とあるのは「<u>法附則第 4 5 条第 5 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項（法附則第 4 5 条第 6 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u>」とする。 (個人の町民税の税率の特例等) 第 2 4 条 略

大口町税条例等の一部改正新旧対照表

第2条関係（大口町税条例の一部を改正する条例の一部改正）

新	旧
<u>附則第21条の2中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第9項」を「附則第41条第8項」に改める。</u> 附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1) 略 (2) 附則第6条、第6条の2、第7条の4、第16条の3及び第19条から第20条の5までの改正規定（<u>附則第20条の4第5項第3号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。</u>）並びに次条第3項の規定 平成29年1月1日 (経過措置) 第2条 平成28年1月1日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法（<u>昭和32年法律第26号</u>）第41条の12第7項に規定する割引債（同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の町民税については、なお従前の例による。 2 この条例による改正後の大口町税条例（以下「新条例」という。）第45条の2及び第45条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法（<u>昭和25年法律第226号</u>）第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の町民税の特	<u>附則第21条の2中「附則第41条第15項」を「附則第41条第14項」に改める。</u> 附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1) 略 (2) 附則第6条、第6条の2、第7条の4、第16条の3及び第19条から第20条の5までの改正規定並びに次条第3項の規定 平成29年1月1日 (経過措置) 第2条 平成28年1月1日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の12第7項に規定する割引債（同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の町民税については、なお従前の例による。 2 この条例による改正後の大口町税条例（以下「新条例」という。）第45条の2及び第45条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収について適用し、同日前の

新	旧
別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収については、なお従前の例による。	公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収については、なお従前の例による。
3 略	3 略

改 正 要 旨

1 改正の目的

地方税法等の一部改正に伴い、法人町民税法人税割の税率の引下げ及び軽自動車税の税率の引上げによる所要の整備を図る必要があるため改正するものです。

2 改正の概要

(1) 第 3 3 条の 4 関係（法人町民税法人税割の税率の改正）

地域間の税源の遍在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を国税化して地方交付税原資に繰り入れることとすることとしたもので、法人町民税法人税割の税率を 1 2 . 3 % から 9 . 7 % に引下げることにしました。

適用は、平成 2 6 年 1 0 月 1 日以後に開始する事業年度からとします。

(2) 第 7 5 条関係（軽自動車税の税率の引上げ）

軽自動車については、小型自動車と比較した場合、かつてほど大きな差異が認められないことから、平成 2 7 年 4 月 1 日以後に初めて車両番号の指定を受けた 3 輪以上の軽自動車について税率を引上げるものです。また、2 輪車等についても軽自動車の負担水準と均衡を保つため、税率を引上げるものです。

（主な軽自動車税の改正税率）

	改正前	改正後
原動機付自転車（5 0 c c 以下）	1 , 0 0 0 円	2 , 0 0 0 円
軽 2 輪	2 , 4 0 0 円	3 , 6 0 0 円
小型 2 輪	4 , 0 0 0 円	6 , 0 0 0 円
小型特殊（農耕用）	1 , 6 0 0 円	2 , 4 0 0 円
小型特殊（その他）	4 , 7 0 0 円	5 , 9 0 0 円
4 輪貨物用（自家用）	4 , 0 0 0 円	5 , 0 0 0 円
4 輪乗用（自家用）	7 , 2 0 0 円	1 0 , 8 0 0 円

適用は、平成 2 7 年 4 月 1 日からとします。